

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 産業政策課

法令名	商工会議所法	法令の番号	昭和28年法律第143号				
手続名	商工会議所の業務の一部停止	根拠条項	第59条第1項第1号				
処分基準	<p>商工会議所の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによってもなお改善されないときは、経済産業局長に協議して、業務の一部停止処分をすることができる。この場合において、日本商工会議所の意見を聴かなければならない。</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	目次NO